

令和5年度随意契約締結状況

No.	案件名	契約締結日	工事場所	工事概要	工種	工期	契約事業者	契約事業者住所	契約金額 (税込)(円)	随意契約をする根拠条項	契約の相手方を選定した理由	所管部署
1	船塚川第2排水機場電動ポンプ分解整備工事	令和5年11月30日	浦安市船塚川第2排水機場	ポンプ・電動機分解整備	機械器具設置工事	令和5年12月1日から 令和6年3月25日	荏原実業株式会社東関東支社	千葉県千葉市中央区新田町5番10号わかちく千葉ビル	64,900,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。	ポンプ部品の交換については製造メーカー独自の精密部品を使用することから、当該業者のみが行えるため。	道路整備課
2	山城屋前排水機場2号電動ポンプ分解整備工事	令和6年12月7日	浦安市山城屋前排水機場	ポンプ・電動機分解整備	機械器具設置工事	令和5年12月8日から 令和6年3月25日	東亜製工株式会社	東京都杉並区高円寺南二丁目50番13-301号	17,809,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。	ポンプ部品の交換については製造メーカー独自の精密部品を使用することから、当該業者のみが行えるため。	道路整備課
3	吐ロゲート集中管理設備システムセルシン変換器交換工事	令和6年1月9日	浦安市吐ロゲート10か所	制御盤内セルシン変換器交換 N=10か所	電気工事	令和6年1月10日から 令和6年3月25日	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部 千葉営業所	千葉県千葉市中央区新町24-9	4,180,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。	吐ロゲートの電気機器は、製造業者独自の機能確認及び調整等の必要があり、当該業者のみが行えるため。	道路整備課
4	浦安市クリーンセンター不燃・粗大ごみ処理施設火災復旧工事	令和5年10月23日	浦安市千鳥15番地2	火災により被災した不燃・粗大ごみ処理施設の復旧工事を行う	清掃施設工事	令和5年10月24日から 令和6年11月29日	荏原環境プラント株式会社 営業第一部	東京都大田区羽田旭町11番1号	1,353,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。	現在、同施設でその独自の技術やノウハウを集約して改修工事を施工しており、復旧工事と併せて技術的整合性を確保する必要があるため。	クリーンセンター
5	日の出小学校3年生系統GHP室外機補修工事	令和5年7月25日	浦安市日の出3-1-1	3年生教室系統のGHP空調機器において、室外機の不具合部品を交換する工事	管工事	令和5年7月26日から 令和5年8月31日	株式会社光設備	浦安市北栄2-13-7	5,313,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。	エアコンが作動しないことによる児童の健康面への影響を考慮し、最も早期に実施可能な業者を選定。	教育施設課
6	運動公園野球場ベース周り人工芝張替工事	令和5年12月15日	浦安市舞浜2番地27	摩耗した人工芝の部分張替	土木一式工事	令和5年12月16日から 令和6年2月29日	美津濃株式会社東京支社	千代田区神田小川町3-22	13,728,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。	特殊捲縮加工が施された同社の製品で他社では製作されていないため。	市民スポーツ課